

平成 2 7 年

第 2 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 日

平成 2 7 年 7 月 7 日

忠 岡 町 議 会

平成27年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

平成27年7月7日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長 (教育委員会教育部)	藤田 裕		
部 長	長屋 孝之	理 事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長 (前田 弘議長)

皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」開会)

議長 (前田 弘議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

はい。

議長 (前田 弘議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成27年第2回忠岡町議会定例会議事日程(第2日目)について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第37号 平成27年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)について
(総務事業常任委員会委員長報告)

以上でございます。

議長 (前田 弘議長)

日程第1 議案第37号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本件は、去る6月25日第2回定例会1日目において、総務事業常任委員会に付託、開会中の審査に付されました。

ただいまから、河野隆子委員長より、審査の結果報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長 (河野 隆子議員)

議長。

議長 (前田 弘議長)

河野議員。

総務事業常任委員会委員長 (河野 隆子議員)

議長のお許しをいただきまして、ただいまから総務事業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

平成27年6月25日開会の第2回定例議会におきまして、本総務事業常任委員会に付

託されました議案第37号、平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についての審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

委員会は6月29日に開会し、平成27年度忠岡町一般会計補正予算について議案等の説明のため、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、クリーンセンター費を基本に審査を行いました。出席委員は、和田善臣委員、前田長市委員、藤田茂委員、松井秀次委員、高迫千代司委員、私、河野隆子と、オブザーバーとして前田弘議長出席のもと審査を行いました。

なお、審査の詳しい内容につきましては、後日、各会派の部屋にご配布いたします会議録をご参照願いたいと存じます。

最初に、担当課より本委員会に提出された資料についての説明がありました。資料に沿って、切断機の送り装置とレールの変形により、過負荷停止、切断刃の磨耗、刃こぼれによる切断不良や過負荷停止、油圧管油漏れによる切断機の運転が停止。次に、破碎機の回転刃の磨耗による破碎能力の低下及び過負荷の停止や、長期操業による腐食や振動の影響で、ケーシング及び架台の強度低下の状況。また、コンベヤーについては、エプロン及びチェーンの磨耗、変形による過負荷停止。電気設備では、PLC故障により運転停止やサーマルリレーやマグネットスイッチ等の電気部品の経年劣化により動作不良を起こしている現状など、ふぐあいな点についての報告と工事等の工程について説明がありました。

説明後、各委員より理事者側に質疑をいたしました。

続きまして、各委員の意見聴取を行いました。

まず初めに、高迫千代司委員は、付託されました議案第37号について、日本共産党議員団の意見を申し上げます。LEDのコミュニティ事業、地域防災組織育成事業、低所得者保険料軽減繰入金、給食備品購入費、一般コミュニティ助成事業、し尿の生活環境調査委託料などについては賛成をいたします。しかし、議会運営委員会で絞られた第2目のクリーンセンター費については、第13節、委託料、第15節、工事請負費、第22節、補償補填及び賠償金は、反対をいたします。

理由を述べます。粗大ごみ破碎前処理業務委託料は、業者の決定についての委託の手順に他の委託先を探して比較するという点については実際にはやられていない。したがって、競争の原理も働かない運営の仕方です。

2番目に、更新工事について、何よりも本町の焼却炉は広域化を目指しています。その中で、修理ではなく裁断機も全てをつくりかえるのは無駄なお金の使い方ではありませんか。裁断機や、後に破碎機、コンベヤー等が壊れてくるのであれば、その都度必要な修理で対応すれば安く済むのではないのでしょうか。また、広域化が実現した際、その後に長く20年ぐらい使える機械がそのまま放置されるというふうな無駄な使い方をしなくて済みます。

3番目に、クリーンセンターの長期包括事業の精算金は認められません。委託料の額の

変更が第68条にあります。変更基準の5%は要求水準書に定めています。しかし、その基準は企業向けサービス価格指標と書いてあります。指標によれば、2015年、かつてとほぼ同額で、前年度比も103程度で、とても5%は上がっていません。したがって、契約に基づいて支払う必要はないと考えます。

4番目、審議の中で忠岡町が従来クリーンセンターに人を配置して、町独自に点検をしていたことが現在はなされなくなっており、今回の件につながった一因ではありませんか。もとに戻されることを求めます。また、本件も忠岡町が財政健全の中、無駄をしない効率的な運営を求めるという住民の立場に立って進めるという観点が欠けていたのではないかとこのように考えます。

以上の見解を申し上げ、付託された案件は認めることができません。

次に、松井秀次委員は、それでは平成27年度一般会計補正予算案について、クリーンセンターを基本に意見を申し上げます。ごみ処理施設については、常に安全で安定した運転が求められているわけで、運営管理委託業者との連携は密にさせていただき、施設の状況把握に心がけてもらいたい。それから、設備の改修等については、大きな財政負担が伴うことから、今回のように議会から詳細な資料の要請があつてから提出することのないよう、今後はしっかりと説明を願います。

今回、議案第37号の補正予算には、クリーンセンター費以外に災害対策、防犯対策、中学校の学校給食備品など予算についても組まれていることと、粗大ごみ破碎処理施設については本委員会に新たに資料が提出され、説明により施設の更新の必要性について理解できた。緊急性を考慮して、本予算案については賛成いたします。

続いて、前田長市委員は、クリーンセンター費についての付託の公明党の意見を申し上げます。付託の粗大ごみ破碎施設更新工事については、修理するよりも更新工事をとというリスクはあるが、住民の皆さんのごみについては役所が責任を持ってしなければならない。そういう意味からも、あと4年間の長期包括契約が残っておりますが、そのリスクについてはその後の破碎施設の使い道を考えるといたしまして、賛成いたします。クリーンセンターの精算金についても、国からの指導であり、予想外であり、仕方がないかなと思います。よって、賛成いたします。

次に、藤田茂委員は、議案第37号、平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）についての総括を行います。今回の補正予算の約9割を占めておりますクリーンセンター関連ではございますが、とりわけ粗大ごみ破碎施設の更新工事については非常に高額であり、財政厳しい折、今後、理事者側のご努力により私ども議会も納得でき得る金額に減額されることと、他の補正予算もありますので、本予算については賛同することといたしたいと思っております。

最後に、和田善臣委員は、付託されました議案第37号、平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、私の見解を申し述べます。本件については、長時間かけて

慎重審議してまいりました。問題は、全部更新あるいは部分修理の選択等ありましたが、私が思うに、本件については東北での3.11の大災害、また東京オリンピックの開催等、社会経済情勢の大きな変動を受けてのことを勘案するとともに、随意契約が認められる要件として地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の中で、緊急を要する場合を適用するのが妥当と認め、本議案を承認いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、議案第37号、平成27年度忠岡町一般会計補正予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

平成27年7月7日、総務事業常任委員会委員長、河野隆子。

議長（前田 弘議長）

委員長報告は、以上のとおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

（杉原健士議員「議長、動議」と呼ぶ）

議長（前田 弘議長）

はい。杉原議員の発言を許します。

1番（杉原 健士議員）

議案第37号、平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）のクリーンセンター費、粗大ごみ破碎施設の更新工事について、修正動議を提出したいと思います。

以上です。

議長（前田 弘議長）

ただいま杉原議員より、修正することの動議の発言がありましたが、賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（前田 弘議長）

会議規則第16条の動議成立要件で賛成1人以上でありますので、成立いたしました。

議長（前田 弘議長）

それでは、杉原議員、簡単に説明を願います。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

議案第 37 号のクリーンセンター費のところ、いろいろたまたま、タイミングよく議会開催前と会期中の 7 月 2 日にコンサルタント会社の担当とお会いいたしまして、我々超党派でいろいろな問題点についてお話しいたしまして、その結果、今の破碎機の更新工事に対しまして、見積書に基づく予算で議会を通過するのはいかなものかと思ひまして、このたびこのように動議で修正案を提出したいと思ったわけでございます。

以上です。

議長（前田 弘議長）

ただいま 1 番・杉原議員から動議が提出されましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。10 時 25 分から再開いたします。

（「午前 10 時 15 分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前 10 時 25 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

本件に対して、杉原議員ほか 3 名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

議長の発言のお許しをいただきましたので、お時間をいただきまして、本議案第 37 号、一般会計補正予算（第 1 号）のクリーンセンター費の部分でちょっと意見を述べさせていただきたいと思ひます。修正の部分でございます。

まず、議員各位にご配布いたしました工事の流れという部分ですね。通常、一般的な市町村の場合は、予算の執行がありまして、よくうちの担当課も言うんですけど、うちには技術者がいないということをよく言うんですけども、俗に言うコンサルに丸投げということですね。それは各市町村によって温度差がありますので、それはさておきまして、とりあえず担当課からの仕様はどうやと、予算が決まった上で仕様はどうやということを提案

するという形で、コンサルさんに、投げかけると。そこで、工事内容等々積算をいたしまして、そこから業者選考が始まると、こういう流れが一般的な工事内容に対しての流れだと思っんです。まあ業界用語で言う業者選考の後に決まった業者さんは、何かチャンピオンとかいうような言葉もお聞きしたことがございます。それによって議会で議決が起こって、やっと工事が前に進むというのが一般的な流れだということは、皆さんご承知のとおりだと思います。

しかし、今回の本町のクリーンセンターの破碎機の部分ですけれども、急を要するという前提はさておきまして、業者見積もりの1億何がしの問題を議会に持ち上がってきて、総務常任委員会協議会のほうでお諮りされて、その中で委員会付託が起こって、その内容をもんで出た答えが、今現時点で可決、成立という形に委員会付託では委員長報告のとおりとなっております。

それから、きょうの7日の2日目、最終日の議会で承認をいただいて、その後、業者見積もりをそのままの決定事項の書面をもって、そこからコンサルタントを決定し、その後もんで、見直して、その後工事をするという流れが本町の今回の流れでございます。

こうすると、コンサルタントは何やねんと、要らんやないかいという素人考えも一部ございます。それと、この前から忠岡町で小学校、給食棟、それと福祉センター、これは一応URさんが、急を要している云々かんぬんの中で、これは提案型やったと思っんです。というのは、前者で今話をやっている一般的な市町村の流れというのは、当然このURと一緒に一般的な提案型の流れに沿った入札結果がそういう結果で、小学校、給食、福祉センターの部分は、この流れで工事が決定、また議会も当然承認いたしました。

がしかし、今回の場合は、業者選考、例えば担当課の方は運転委託を長期包括で松和メンテナンスさんと住重環境さんに依頼している関係上、そのの見積もりを取ってするのが本意じゃないかというようなお話でございました。

がしかし、資料の中に、前町長前川さんのときだと思っんですけれども、平成11年9月30日、件名、忠岡町クリーンセンターダイオキシン類恒久対策工事、予定価格約8億9000万円ですか、このぐらいのが出ています。このときに当然運転管理は住重環境エンジニアリングさんがやっていたと思っんですけれども、このときには6社の入札があつてですよ、で、落札が住重機械工業関西支社、住重さんのほうに落ちたという結果が、このように残っております。

その結果、私といたしましては、修正の動議を出した理由といたしまして、こういう形が本意ではないかということで、この業者見積もり1社、JVの住重環境さん、松和メンテナンスさんの1社の見積もりの1億何がしの見積書だけで議会を通すのはいかなものかという形で、このときに急を要するというのはなくて、これは当然長期包括の部分には入っておりません。その結果、この11年の結果のように、どこから見積もりを取ってもいいんじゃないかなという結果に達しました。その内容が、先ほど冒頭に申し上げまし

たコンサルタント会社とのメール交換の中に、まあ読み方によってはだめかなという内容ですけれども、読み方によってはいけるかなという、こういうような答えでした。ということは、いけるということですね。

それで、また時間を費やしまして、私は岸和田市の総務部の契約検査担当の方とか技術顧問の工事契約担当の方とお会いしまして、この忠岡町の流れのことを、ちょっと恥ずかしいお話ですけれども、忠岡町はこういう流れになっているんですがということをお聞きに行きました。答えは、なかなかはっきり言うていただけません。ただ、「私、杉原が間違ってるんやったら間違ってるで、教えてください」ということをお聞きしますと、「間違っていない」ということです。ただ、言うように、ルールがあるもので、そのルールに沿ったときには単独指名で、こういう住重環境さん、JV、松和メンテナンスの1社の見積もりもありきかなということもお教え願いました。

がしかし、今回の場合は、どう考えてもルールの的には長期包括に入っていない。ましてや、住重環境エンジニアリング、もしくはその長期包括にかかっているコンサルタント会社のすごい技術力の中で、例えば建屋の炉の問題でカロリー計算云々とかいう問題だったらいざ知らず、破碎機ですから、つぶすだけなんですよね。まあ極端なことを言うたら、町の鉄工所さんでもできるのと違うかなと。コンベヤーぐらいだったら溶接したらいけると違うかなというものの中で、技術的な問題は全然関係ないわけですね。ただ、その中で、何度も言うように1社の見積もりだとぐあいが悪いんじゃないかなという結論に達したわけでございます。

その中で、先ほど委員長報告の中にもありましたように、広域が目の前に見えているのに、ある委員さんの言葉をおかりしますと、広域化を目指しているのに、その都度の修理で対応していけば安く済むんじゃないかという意見もございましたし、その中で、今までは独自の点検をしていたはずが、今は丸投げという中で、このような見積書の結果があるという中で、私の修正といたしましては、2つたまたま担当課のほうからもらいました見積書、一応Aが1億4,500何がしの数字と、お手元にご配布の5,596万7,652円という2つの見積もりがございますが、私はあえて見積書Bと言わせていただきますけれども、5,596万7,652円にまだ修正をかけて、2枚物の分でこういうハートマークみたいな形で注釈を入れています。裁断機本体、これは定価ですかとかいろいろ書いているんですけれども、技術費の値段は高いんじゃないかなとか、100日後として工事は何日かかるのと。工数の根拠を示してくださいと。工数単価が高過ぎる。コンサルタントがいて、設計費がこれほどかかるのはなぜか。破碎機の価格は定価のままですか。シュートデッキの製作の仕様と明細が必要ではないか。共通仮設費の率が高くないでしょうか。現場管理費、一般管理費に大きな金額が出ていますが、大き過ぎるんじゃないかという文言を加えて修正した結果、5,596万7,652円に対しまして、予想トータル2,000万円ほど高いという私の計算結果が出ました。

ということは、ここから、5,596万7,652円から2,000万円をマイナスいたしまして、3,596万7,652円ぐらいが、この破碎機の工事に対する妥当な数字ではないかということに達しました。というのも、今藤原環境さんがとまっている間、重機を使って1カ月170万ぐらいですか。今後また10カ月ほどかかっても1,700万ほどで済みます。それで、担当課のほうが、原課のほうがまたしっかりと見直していただきまして、3,500万円で済めば、3,500万円プラス1,700万円、5,000ちょっとで済むわけですよ。それが1億4千何ぼという数字は私は容認できませんので、こういう結果になりました。

ちなみに、コンサルタント会社は、日ごろから提案式のコンサル業はほとんどしておりません。性能発注というて、後で判こを押すような内容のことを泉北環境さんのほうにもお聞きいたしました。

それと、最後にこのA4横の四角で囲っている平成20年度から26年度、これは泉北環境のランニングコスト、工事費等々入りまして、この中で粗大ごみというところがございます。これは3,300万円、4,000万円、3,900万円、4,400万円、3,500万円、3,600万円、平成26年度は4,700万円と並んでおります。これはイコール破碎機のランニングコストでございます。これは日量200トンベースの部分のランニングコストです。忠岡町は今20トン炉。今、日量9トンです。それを差し引いたとして、約20倍。その数字で言えば、ゼロが1個変わってきたら、忠岡町のランニングコストは毎年470万円ぐらいでいける計算になってくるんで、それを逆算していくと、どの問題にいたしましてもゼロが1個高いんじゃないかなという問題になるわけでございますけれども、何と云っても、だから20トンが200トンだからそんな数式は成り立たないと思ひまして、三千何がし、工事費三千何ぼと、これから精査していただきまして、5,000前半の数字でまとめてあげて、この修正動議に賛同していただければありがたいと思ひまして、お時間をいただきまして意見を述べさせていただきました。

ご清聴ありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

これより本修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長 (前田 弘議長)

これより討論に入ります。

討論は、原案賛成者、修正案賛成者と順序を追ってよろしくお願いたいなというように思います。

原案賛成者の討論、ございませんか。

(な し)

議長 (前田 弘議長)

ないようですので、修正案の賛成者の討論を求めます。

5番 (是枝 綾子議員)

議長。

議長 (前田 弘議長)

是枝議員。

5番 (是枝 綾子議員)

修正案に賛成の討論を行います。

委員会に付託されました補正予算案原案の一番の問題は、クリーンセンターの粗大ごみ破碎施設を修理ではなく、全部新しいものに取りかえる更新工事1億4,584万8,000円という多額の工事請負費が組まれていることにあります。修正案は、このクリーンセンター費の補正予算部分を削除することですので、賛成いたします。

理由は5点。1つは、本町はごみ処理の広域化を目指しており、今後20年も30年もつような新品の機械にかえる必要性がありません。

2つ目、切断機以外は現在動いているので、切断機の修理でよいため、動いている機械まで全部捨てて新品にするというのは無駄であり、全部更新の必要性はありません。

3つ目、修理ではなく全部更新先にありきであるということです。修理に6,000万円かかるという見積もりが出されましたが、それは工事を請け負う企業、住重環境エンジニアリングと松和メンテナンスの共同企業体からの見積もりであり、その内訳を見ますと、切断機更新工事と書いてあります。とまっている切断機の修理ではなく、それを全部取りかえの切断機を新品にするという工事であります。本当の修理の見積もりではありません。真剣な修理の検討をされていないということです。

4つ目、1億4,584万8,000円の大金、大工事を、特定企業、住重環境・松和共同企業体に発注する随意契約で出そうとしていることです。粗大ごみ破碎施設の改修は、長期包括契約の中には入っていません。他の企業にさせても何ら契約違反にはなりません。随意契約である理由は存在しません。

先ほども提案者の趣旨説明にありましたように、平成11年9月30日に行われた忠岡町クリーンセンターダイオキシン類恒久対策工事、この入札調書を見ますと、参加をしている企業が6社ありました。そのときに管理・運転業務をしていたのは住重環境エンジニアリングであります。他の企業が入札に入ってくるといことは、仕事が請け負えるということであり、他社が入ってきて工事の支障にはならず、管理・運転の支障にもならないということでありまして、今現在、管理・運転をしているところでないといことができないという理由にはなりません。ですから、随意契約とする理由は存在しません。

5つ目、本町よりも先に稼働している岬町や熊取町の粗大ごみの破碎施設は、メンテナンスをちゃんとしているので、いまだに十分使用できております。理由。修理を怠り、本町は故障の原因をつくっておきながら、それを修理ではなく新品にかえますというのでは、到底理解は得られません。

このように施設の管理を怠り、広域化もあるのに、修理で対応可能なのに、全部更新する、無駄なものにお金を使うことは認められません。その上、入札もせず特定企業に発注する随意契約では、到底住民は納得できるでしょうか。できないと思います。ですから、一たん予算は削除し、修理もこんなものではなく、ちゃんと検討できる見積もり。それも相見積もりもして、再度修理費の予算を計上すべきであります。

関連する予算として、粗大ごみ破碎前処理業務委託料も、入札も相見積もりもしない特定企業への随意契約であり、これも認められません。再度競争原理を働かせ、予算計上することも求めます。

クリーンセンター長期包括事業の精算金についても、国からのお願い、通達で技術者の賃金を上げてほしいというお願いであります。忠岡町は他の市町村と条件が違い、長期包括事業の契約中であります。変更できるのは、契約に基づき企業向けサービス価格指標が5%以上上がったときであり、2015年は103であります。増額して支払う必要はないと思います。これは修正案に入っておりませんが、私どもの意見としても申し上げておきます。

急ぐからといって公平性、公正性を欠いてまで、疑惑、疑念の持たれるこうした工事の発注方法、工事のあり方は、住民は望みません。補正予算中のクリーンセンター費は削除すべきであり、修正案には賛成であります。

また、原案における修正案以外の予算案には、先ほど長期包括精算金491万5,000円は認められませんが、それ以外のLEDコミュニティ事業、地域防災組織育成事業、低所得者保険料軽減繰入金、給食備品購入費、一般コミュニティ助成事業、し尿の生活環境調査委託料などは必要なものであり、賛成をいたします。

以上です。

議長（前田 弘議長）

反対討論、ありませんか。反対討論ないようですが他に討論はありませんか。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

この修正案に対する賛成の討論でもいいのですか。

議長（前田 弘議長）

どうぞ。

7 番（三宅 良矢議員）

すみません、資料が手元に、皆様にお渡ししたいのがありますので、コピー配布は可能でしょうか。

議長（前田 弘議長）

資料があるのですか。

7 番（三宅 良矢議員）

あります。

議長（前田 弘議長）

配布してください。

7 番（三宅 良矢議員）

いいえ、コピーしていただきたいのですが。

議長（前田 弘議長）

議事の都合により、暫時休憩いたします。10分ぐらいでいけますか。

7 番（三宅 良矢議員）

大丈夫です。

議長（前田 弘議長）

では、10分休憩。11時から再開いたします。

（「午前10時52分」休憩）

議長（前田 弘議長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午前11時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（前田 弘議長）

三宅議員の発言を許します。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。このタイミングで話していいのかどうか、すみません、申しわけないです。先ほどちょっとタイミングが僕もまだわからなかったもので、その失礼をまずおわびさせていただきます。

こちらの資料に対してなんですが、この資料の方向性としては、まずは杉原議員の提案に対する補足ということで捉えていただけたらいいかなと思っております。

僕自身も賛成させていただいた根拠というのは、やっぱり改修ありきで、要はそれに対する対案、この改修ありきに対するいろんな提案、対案がないということ、コンサルタントの方がいたときでも、いろいろ聞いたけど答えてくれないという、そういうことがあったので、自分自身でも調べなあかんと思って、こういった資料もちょっとつくらせてもらいました。

工程表からごらんいただければいいと思います。ここにおられる方は皆さんご存じのとおりやと思うんですが、広域化、長期包括の年が30年度の、いわば31年の3月で終わります。それに合わせて粗大ごみの破碎施設等の、僕はまず、それに合わせた時間軸で粗大ごみの破碎施設の対応を考えるべきだとまず思います。今ある粗大ごみの処理につきまして、いろんなところでちょっと聞いて回ったんです。

兵庫県に加美町というところがあります。そこも、数年前にガスボンベが破裂しまして、消防車が5～6台来るぐらいの大炎上を起こしまして、機械全て再起不能になるという事件がありました。もう数年後に広域化というものを予定していたので、要は火災保険で修繕費が賄える予定やったらしいんですけど、数年の間に、そんなもうすぐにつぶさなあかん、もう広域化したらこれつぶさなあかんのわかってるのに、保険が効くからいうて建てたらどうやねんという話が出たので、数年間どうするということで、そのアドバイスを聞いてみました。

そこは結果としては、大栄環境さん、和泉市に本社がありますね。そこに要は10トンコンテナが、粗大ごみの集積があります。そこにごみが、粗大ごみがたまっていったら、その加美町から三木市まで大栄環境さんが取りに来て運ぶというやり方してるみたいです。確かにこれは処理に関しては、自分ところで作って全てやることに対しては割高やということの返事が来てます。ただ、具体的な金額については、さすがに大栄環境さんとのやはり契約の中であるのか、そこはわかりませんが、その信義があるのでやはり詳しくは言えないと。ただ、無駄な、僕の勝手な私見ですけど、そこは無駄な建物をつくることに対しての責任をしっかりと見据えた決断やなどと思っています。

以前、住民部さんから示された資料があって、住民部さんから当初一番初めにいただい

た資料で、外部委託した場合って書いてるんです。大栄環境さん、キロ当たり38円で、輸送を藤原環境に頼むというやり方をしてますけど、そういうやり方せんでも、大栄環境にコンテナがたまり次第持っていってもらおうという形にすれば、はっきり言ってこれ、「どれくらい高いですか」と言ったら、「かなり高い」と言っていました。その担当の方は。そういうような形で、要はたまり次第持っていってもらう方式にすれば、要は他社で、しかもほかにも業者がありますので、相見つかれば、要はこのキロ38円で、1台単価、1台1万3,711円にはならへんと思っています。

加えまして、外部委託して捨てに行ったときのメリットで、きのう急にひらめいたことなんですけど、粗大ごみ分が要は処理量が減るわけですね。すると、要求水準書、5,538トンから一気に1,000トン減って、25%減るわけですね。トータル処分量。簡単な実績で言うと。すると去年の前年比でいうと25%のごみが減ると。ということはそれだけの金額がある程度返ってくるという保障もできますよね。

そういったことも踏まえて、あとは「環境アセスも要らん」と言われました。引き受け先の市町村には挨拶には行きましたと。それはある程度、何年先に工事いたしますという判断での担当課に挨拶をしに行った程度で、別に書類を書いて何か出さなあかんとか、そういうのはなかったと言っています。ですから、要らんらしいです。

「これまでの一連の過程、どれくらいかかりますか」と聞いたら、そこはもう爆発した建物を火災保険でどうするかということから紛糾していたので、数カ月かかったらしいですけど、「純粹にこれだけをやろうとすれば、1カ月以内にはできますよ」というような返事もいただいています。

あと、もう1枚の資料があります。市町村ごとに書いたごみの資料なんですけど、忠岡、堺、泉北環境から、下は丸亀市、すみません、まだデータが取りきれないところもありますので、そこはなしということ。

ただ、これを見ていただいて気づくところが、1人当たりの1日のごみの量、要は粗大ごみです、これは。粗大ごみの1人当たりの1日の量が、忠岡は0.22キロ、泉佐野、田尻で0.11キロ、猪名川、能勢、豊能、川西の広域で0.1キロ、以下こういう数字になっています。芦屋におきましては70グラム、数字で言うたら70グラムという形ですけど、これはほんまにほんまかなという驚くべき数字なんですけど、平均して忠岡より、人口当たりごみの量が多いところを聞いたことがないです、今のところ。何でなんかなと思います、正直。

そういった原因も、要は忠岡の住民さんがほかの住民さんに、ほかの岸和田や泉大津、ここで言うたら田尻、磯上の住民さんに比べて、ごみを倍以上、ぼんぼこぼんぼこ出しているというようなことは考えにくいと思っています。そういったことを考えて、ごみの、粗大ごみの処理に対するチェックやそういうところも甘くないかなということも想像できます。

例えばそういう対策でも、業者ごとの、要はどういった収集箇所の控えとか事業所の搬入量等をデータで突き詰めるなどして、きちんと取り組むことで一定の傾向と対策が出て、「おたく、何でこの地域しか回ってて、この量出てくるねん」というような矛盾もちゃんと突きとめれると思います。この数字が示すことのように、やっぱり数字というのは正直やと思っています。

また、例えば条例で罰則を強化して、要は違法搬入、ほかの市町村から拾ってきたものやってるような、もし万が一そういうような不道德なことをするようなことがあれば、条例等で厳しくして、違法搬入が発見されたら、要は町の業務一切指名停止とか、要は厳格に臨むことで一定の効果も必ず生まれると思います。

そのようなごみの減量対策を行いながら、広域化に向けての判断、高迫議員がおっしゃりはりましたように、要は広域化のめど、やるやれへんさえもついてないのに、要は無駄な建物を建てるということに関して、個々の納得とかその辺は別として、住民に対してそれをちゃんと僕は説明できないです。根拠をもって。

僕は本当に大きな組織とか政党に属してないので、そういった方たちの支援なしに、自分が説明して何ぼやと思っています。そういった人たちの支援を受けて僕は通っていると思っていますので、僕はそういう根拠を突き詰めていくしかないと思っていますので、こういった言い方にはなってしまいますが、そういった長期的な視野に立って、要はこれはあくまで僕が勝手に考えた判断です。

粗大ごみの工事でも、毎日取れば1年半、1年かかる、そういうようなことを踏まえた上で、そういうようなコンテナ式とかいうことを取り組んでいけば、今随契ですぐに数カ月以内に建てかえなあかんという根拠が僕には納得できないです。そこが僕は腑に落ちないので、こういった形で提案させていただきましたので、これで私の修正案に賛成の討論を終わらせていただきます。

議長（前田 弘議長）

他に、反対意見ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第37号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

最初に、本件に対する杉原議員ほか3名から提出された修正案について起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（前田 弘議長）

起立少数であります。よって修正案は否決されました。

議長（前田 弘議長）

次に、原案の委員長報告について採決を行います。

委員長の報告は、可決です。

議案第37号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について」、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。

よって、議案第37号「平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について」は委員長報告のとおり可決されました。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

既にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成27年第2回忠岡町議会定例会追加議事日程、第2日目についてご報告申し上げます。

日程第2 意見書第4号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

日程第3 意見書第5号 労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書の提出について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長（前田 弘議長）

日程第2 意見書第4号「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

はい、局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第4号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を提出する。

平成27年7月7日提出

提出者	忠岡町議会議員	高迫千代司
賛成者	〃	和田 善臣
〃	〃	北村 孝
〃	〃	藤田 茂
〃	〃	松井 秀次

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約上（人種差別撤廃条約）」の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我

が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月7日

大阪府泉北郡忠岡町議会

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

趣旨説明につきましては、ただいま議会事務局長さんの読み上げていただきました意見書案に包含されておりますので、それにかえていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、これより意見書第4号「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採決をいたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

本件は、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（前田 弘議長）

日程第3 意見書第5号「労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読いたします。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 弘議長）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第5号 労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書を提出する。

平成27年7月7日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 " 是枝 綾子

 " 河野 隆子

労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書（案）

安倍内閣は、労働者派遣法「改正」案と労働基準法「改正」案の2つの法案を国会に提出している。

しかし、これらの法案は、内容もさることながら、本来なら審議するどころか、撤回するのが当然のルール違反とも呼ぶべき法案である。

労働者派遣法「改正」案は、これまで「原則1年」となっていた企業が労働者を受け入れることができる期間を事実上撤廃するもので企業が派遣労働者を増やし、「正社員ゼロ」とするのも可能となる。これまで2回国会に提出され、反対の世論が起こるなか廃案となっており、同じ中身の法案を3回も国会に提出し成立を目指すこと自体、議会制民主主義を踏みにじるものである。

労働基準法「改正」案は、労働時間の規制をなくし、残業代も深夜・休日手当も払わず長時間働かせる「残業代ゼロ」の労働を導入するものである。

この「改正」案の国会提出は、労働法制は労働者側と使用者側、学識経験者などの中立側で検討するという国際的な原則に反して、まず政府と使用者だけで結論をまとめ、政府の審議会でも労働者側が賛成していないのに法案提出に踏み切ったものである。これでは格差と貧困、過労死が一層広がることが懸念され、昨年制定された過労死等防止対策推進法の精神にまったく逆行すると指摘せざるを得ない。

よって本町議会は、政府に対し、労働者派遣法と労働基準法の2つの「改正」案を、撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月7日

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明を求めます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

提出者にかわりまして趣旨説明をさせていただきます。

企業が派遣労働者を受け入れることができる原則 1 年、最長 3 年の期間制限を撤廃し、臨時的、一時的常用代替の禁止などを原則にした現在の労働者派遣制度の根幹を破壊する改悪案について、自民・公明などは衆院を強行通過させたのに続き、参院での審議入りを狙っています。大幅に会期を延長した国会で、戦争法案とともに歴史的な悪法を成立させようというのは許されることではありません。

労働者派遣法改悪案には、ナショナルセンターの違いを超え多くの労働組合や国民が反対しています。衆院で採決を強行された労働者派遣法改悪案は、現在派遣社員として働いている労働者にとっても正社員として働いている労働者にとっても、労働条件を悪化させ、雇用を不安定にするものです。

現行制度では、専門的な 26 業務以外で派遣社員として働いている労働者は、原則 1 年、最長 3 年が期限で、働き続けてもらうには企業が直接雇用を申し入れることになっています。正社員化への道が開かれているわけです。

ところが、改悪によって業務ごとの期間制限がなくなれば、派遣先の企業は多数派の労働組合に説明するだけで、派遣社員の受け入れを続けることができます。企業は 3 年ごとに人さえかえれば同じ業務を何年でも派遣社員に任せることができます。派遣労働者は派遣会社で無期雇用にならない限り、最長 3 年で派遣契約を切られ使い捨てられるか、同じ会社で働くにしても次々職場を変えられることになります。賃金も下がるおそれがあり、雇用も不安定です。

現行制度で派遣先企業が派遣法に違反して働かせた場合、直接雇用を申し出たとみなす制度が 10 月から施行されることになっています。ところが、改悪で業務指定も期間制限もなくなると、みなし制度の意味がなくなります。重大な後退であります。

厚生労働省は、今回の改悪法案に派遣労働者の雇用安定措置を盛り込んだとし、派遣元の会社に派遣労働者のキャリアアップ、能力向上などを義務づけたと言いますが、しかし、現行制度の根幹を破壊しておいて、単なる情報の提供や講座開設ぐらいでは正社員化への保障になりません。

派遣法改悪案と同時に衆院を通過した同一労働同一賃金推進法案も、与党と維新の党の

修正で均等待遇が後退しました。派遣労働者の待遇改善につながらないのは明白であります。派遣制度の改悪をてこに企業が安上がりな派遣社員をふやし、正社員と置きかえようとするのは明らかです。まさに労働者派遣法改悪案は、派遣労働者を一生派遣に閉じ込め、最後は正社員ゼロに行き着くものであります。

派遣社員など非正規の労働者がふえ続けることは、労働者全体の賃金水準を押し下げ、消費を冷やして経済そのものの停滞を招くなど、日本の経済と社会にとっても重大問題です。改悪案は深刻な社会問題になっている貧困と格差の拡大にさらに拍車をかけ、経済発展も阻害するおそれもあります。

また、労働基準法の改正案については、現行の労働基準法は労働時間を規定し、労働者を保護することが基本です。1日8時間、週40時間という法定労働時間を定め、時間外労働については残業代や割増賃金を課しています。高度プロフェッショナル制度、残業代ゼロ制度は、その労働時間規制を外します。つまり労基法の保護がなくなり、使用者が求めるままに無制限で働かすことができるようになります。労基法の根幹を否定するものと言わざるを得ません。今は年収1,075万円以上の人を対象がありますが、政府は引き下げを狙っています。最終的には年収400万円ぐらいにするのが財界のもくろみです。

このように安倍政権は、裁量労働制の拡大についても狙っています。裁量労働制とは実際の労働時間ではなく、あらかじめ労使で決めた時間、みなし労働時間だけ働いたとみなすもので、その時間を超えて働いても追加の残業代は払われません。これまでの裁量労働制は対象が限られ、適用する場合にも厳しい条件があります。

ところが、今回の裁量労働制の拡大は、営業にかかわる労働者などまで広く対象にしています。年収による制限もないため、将来労働者の大半が対象になっていく危険性があります。残業代ゼロ制度や裁量労働制の拡大で長時間労働がふえるのに、合法のため労働基準監督署の指導が及ばなくなるおそれがあります。

過労死がふえるのは間違いありません。昨年11月に過労死防止法が施行されましたが、この法にも真っ向から逆行するものと言わざるを得ません。

このようなことから、政府に対して、労働者派遣法と労働基準法の改正案の撤回を求めるこの意見書に皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（前田 弘議長）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 弘議長)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 弘議長)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

3番(北村 孝議員)

議長。

議長(前田 弘議長)

はい。

3番(北村 孝議員)

意見書第5号、労働者派遣法と労働基準法の改正案の撤回を求める意見書について、公明党の意見を申し上げます。

改正案では派遣先、いわゆる派遣会社に対し、派遣期間の上限3年間を迎える派遣労働者の次の働き先を確保するなどの雇用安定措置や計画的な教育訓練、キャリア形成に関する相談の実施を初めて義務づけました。派遣先にも業務に関連した教育訓練の実施など、具体的な配慮を求める。業務ごとに派遣可能期間が異なる現行制度も改め、全ての業務に一律の期間制限を設けてわかりやすくする。また、届け出制と許可制の両方がある派遣事業を許可制に統一し、派遣先の質の向上を担保とするとある。

今回の改正案は、派遣労働者の雇用安定と正社員化に向けた大きな一歩であることから、公明党としては原案の意見書については反対をさせていただきます。

議長(前田 弘議長)

他に、ございませんか。高迫議員、どうぞ。

11番(高迫千代司君)

意見書に賛成の立場で討論をさせていただきますが、先ほど北村さんがおっしゃった中身の問題ですけれど、これは全部疑問つきのものだということは、ご本人も承知の上でおっしゃっているのだと思いますが、これは当初、これが通れば残業代はゼロだし過労死を生み出す、こういうふうなことになってくるということで、働いている皆さんが反対をしています。

これを進めようとしているのは、世界で一番企業が働きやすい国をつくるという自民・公明の安倍政権の政策です。だから過去2回国会で廃案になった法律を、執念深くまた持ち出してきた背景というのは、企業が一番もうけやすい、何をもうけやすくするかという

たら働く人たちの給料を切り下げる、ここに一番の眼目があります。

正社員であれば入ってくる報酬の、最高でも7割ぐらいというのが派遣社員の報酬です。そのことによって日本の企業はたくさんの内部留保、使い道もないようなため込みのお金をしっかりと抱えているというこの現実を見ていただいたら、正社員化の道が開かれるなどというふうなことは、本来は言えるはずがありません。正社員化の道を目指そうとしていた法律を、先ほどの河野議員の趣旨説明でも述べておりましたが、つぶすのが今回の法律であります。

キャリアアップなんかできるではないかというお話がありました。確かに働く人たちも、みずからのキャリアアップを望んでいます。しかし、これを一番必要とするのは誰か。大きな例があったのがタイの洪水です。このタイの洪水のときにタイでつくっていたキャノンなど日本製品がつかれなくなった。そこで日本の工場でつくろうとしたんですが、技術指導できる人がいない。それほど日本の労働市場というのは破壊されてきています。指導する人がいないからタイの人を日本に呼んできて技術指導をしたということは余りにも有名な話です。だから企業が派遣社員のキャリアアップを図るとするのは、みずからの問題でもあるんです。こんなことが起こらんように。

まさに考えていること全てが、企業の有利なように、働く人たちがもっと苦勞させられるようにというのが、今回のこの法案の中身です。ですから私たちは、これはちゃんとこうした悪法はとめていかんことには、もっと働く人たちの労働条件が悪くなる。悪くなるし収入も減らされる。企業はどんどん正社員の首を切って、派遣に置きかえれば置きかえるほどもうけます。それは働く人たちに給料を出すということで、その給料を減らすということだけでもうけるものではありません。

消費税も、正社員であれば企業が消費税を払わなければなりません、派遣会社、下請に任すと企業はその消費税を払わなくても済む。下請けに全て転嫁をさせる、こういう方式になります。いろんな面から企業にとってメリットだらけというのが、この法案です。

したがいまして私たちは、日本の経済の6割を占める個人消費を温めることが日本の景気を何よりもよくする道だと考えています。そのためには働く人の給料を引き上げる、これが一番大事なことだと思っています。それに逆行するような、この派遣の労働の改悪、そして働く人たちが8時間働いて8時間は寝る、8時間は個人のためにといった、それを根底から突き崩して、どんどん残業させる、そして残業しても裁量労働だからということで残業代ゼロというふうな、とんでもない法案は認めることができないということで本意見書案を提案させていただいております。

議会運営委員会でもその趣旨は北村議員にも申し上げております。ぜひ皆様のご賛同を賜りますようお願いをいたしまして、本意見書案の賛成討論とさせていただきます。

議長（前田 弘議長）

他に、ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第5号 労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第5号 労働者派遣法と労働基準法の「改正」案の撤回を求める意見書について賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（前田 弘議長）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第4「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

本定例会に付された事件は、すべて終了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長。

町長（和田 吉衛町長）

再三再四にわたるご審議、お疲れさまでございました。

先ほどは原案にご理解を賜り、ご議決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。皆様方からのご質問、ご意見に対し十分にお答えできなかったこともあり、私どもも反省に

反省を重ね、しっかりと理事者としての勉強をしてまいりたいと思っております。今後、議決いただきました予算については十分に精査して、有効に執行してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

お願いをいたしまして挨拶といたします。本当にどうもありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上をもちまして、平成27年第2回忠岡町議会定例会を閉会します。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前11時37分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年7月7日

忠岡町議会議長 前 田 弘

忠岡町議会議員 前 田 長 市

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子